

## 唐津市告示第 215 号

令和 2 年度唐津市中小企業・小規模企業新しい生活様式対応支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日

唐津市長 峰 達 郎

令和 2 年度唐津市中小企業・小規模企業新しい生活様式対応支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、安心して利用できる店づくり又は安心して仕事ができる事業所づくりを実施する中小企業者等に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者及び第 5 項に規定する小規模企業者の個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人をいう。）をいう。
- (2) 市内事業所 唐津市内に常設し、営業活動を行っている施設をいう。
- (3) 市内業者 物品の調達、工事の請負、業務の委託等（以下「発注等」という。）を行う唐津市内に本社、支店、営業所又は出張所を置く事業者をいう。

(補助対象事業)

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市

内事業所の感染対策を導入する事業又は「新しい生活様式」に合わせた新業態に取り組む事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 他の補助制度による財政的支援を受け、又は受ける見込みがある事業  
(補助対象事業者)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内事業所を有する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象としない。

- (1) 農業、林業及び漁業に属する者。ただし、会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社は、この限りでない。
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 前3号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者  
(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 備品購入費（その性質又は形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ、保存できる物品（非接触型体温計、自動手指消毒器、次亜塩素酸水生成器、間仕切り用アクリル板、食器類等）の購入に要する経費）
- (2) 委託料（広報に係る経費を含む。）
- (3) 工事請負費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高いものの購入等に係る経費
- (2) 住宅兼店舗等の住宅部分に専有又は共有されるものの購入等に係る経費

- (3) 既存設備及び施設の単なる修繕、買替え又は清掃に係る経費
  - (4) 継続的に負担する経費（光熱水費、システム保守料、インターネット回線料等）
  - (5) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙等）
- （補助金の額）

**第6条** 補助金の額は、市内事業所ごとに算定した額の合計額とする。

- 2 1 市内事業所当たりの補助金の額は、補助対象経費に補助率10分の9を乗じて得た額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）以内とし、100万円を上限とする。

（補助金の交付申請及び受付期間）

**第7条** 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

（補助金の交付の条件）

**第8条** 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業を行うため契約を締結する場合は、市内業者と契約するように努めること。
- (3) 補助対象経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、当該補助対象事業完了後5年間保管すること。

（計画変更申請）

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金額の変更又は申請内容に変更が生じる場合は、遅滞なく唐津市中小企業・小規模企業新しい生活様式対応支援補助金変更申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助金額に変更のない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (2) 補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

**第10条** 規則第15条第1項第1号の事業実施報告書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の事業実施報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までとする。

(財産の管理等)

**第11条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

**第12条** 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5の規定によるものとする。

2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。